

《BtoBプラットフォーム商談 利用特約》

乙は、本サービスのうちBtoBプラットフォーム商談サービス（以下「本利用サービス」という）を利用する場合、本特約に従うものとします。

第1条（利用の審査）

1. 乙が本利用サービスの買い手サービスを利用する場合、以下の各号を適用するものとします。
 - (1) 甲は、乙の利用申込書の内容を審査し、乙による本利用サービス利用の是非を決定するものとします。
 - (2) 甲は、前号（1）の審査において、乙の信用度を第三者に調査させることができるものとします。
 - (3) 甲は、前号（1）の審査の結果、乙に本利用サービスを利用するための信用度がないと判断した場合、その他甲の定める要件を満たさないと判断した場合、その理由を示すことなく利用を拒否することができるものとします。
 - (4) 乙は、甲に対して、前号（3）の拒否について、債務不履行、不法行為、不当利得、その他請求原因の如何を問わず、何らの請求もすることができないものとします。

第2条（月額使用料）

乙は、本利用サービスを使用する場合、「有料利用特約」第2条（月額使用料）3項の定めに関わらず、基本サービスの月額使用料を、甲の指定する「預金口座振替依頼書」を甲に提出した上で、使用月の当月27日（休日の場合は翌営業日）に銀行口座振替により甲に支払うものとします。

第3条（決済代行サービスの利用）

乙が決済代行サービスを利用する場合、乙は、別途甲所定の手続きにより、決済代行サービスの利用規約に同意し、甲に利用の申込をするものとします。

第4条（契約期間）

1. 本利用サービスは、利用開始の日より1年を経過した月の末日までを契約期間とします。但し、契約終了日の1ヶ月前までに、当事者の一方から甲所定の手続による解約の申し入れがない限り、本契約期間は同一条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 乙が、甲所定の申込手続を行った後、前項に定める契約期間の終了日以前に、本利用サービスの利用契約を解約することは出来ないものとします。但し、違約金として契約期間未経過分の月額使用料を、契約終了日までに甲に支払うことにより、当該解約を可能とします。

3. 前項に関わらず、決済代行サービスの利用については、乙は、契約終了日の1ヶ月前までに、甲所定の手続による解約の申し入れをすることにより、当該サービスの利用を終了することが出来るものとします。

【商談-3】